

京都市告示第26号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社宮本工業所 富山県富山市奥田新町12-3
- 2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類
京都市中央斎場の施設使用料及び手数料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和6年3月22日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託する期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)